

所管課	健康長寿部保険年金課		
施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第2章 共生共感都市	08 社会保障	01 国民健康保険制度を適正に運用する
事業：保険基盤安定制度繰出金			整理番号 1030
目的	低所得世帯に対する保険料軽減などを公費(国庫負担金・府負担金・市負担金)で負担することにより、国保財政の基盤安定を図る。		
目標	保険基盤安定負担金の判定基準日(10月20日までに把握できている4月1日現在)における、軽減判定保留世帯(未申告世帯)の件数を0件とし、所得状況把握の捕捉率100%をめざし、公費補填の適正化に努める。		
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)	429,662	コスト情報・評価 内訳 総コスト(千円) 431,568 事業費 429,662 人件費 1,906 公債費 0 一人あたり(円) 3,864 世帯あたり(円) 9,132 総合評価 A 評価理由 高い所得把握率の実現により、事業目的である国保財政の基盤安定を達成できたため。
	一般財源	107,415	
	国府支出金	322,247	
	地方債	0	
	その他特定財源	0	
	財源内訳		
貢献度	施策に対する事業貢献度 A	根拠	高い所得把握率の実現により、事業目的である国保財政の基盤安定を達成できたため。
今後の方向性	保険基盤安定負担金の判定基準日(10月20日までに把握できている賦課期日現在)における、保険料軽減判定保留世帯(未申告世帯)の件数0件(所得把握率100%)をめざし、公費補填の適正化に努める。		

事業優先順位	1	細事業：保険基盤安定制度繰出金			整理番号	01			
目的	低所得世帯に対する保険料軽減などを公費(国庫負担金・府負担金・市負担金)で負担することにより、国保財政の基盤安定を図る。								
目標	保険基盤安定負担金の判定基準日(10月20日までに把握できている4月1日現在)における、軽減判定保留世帯(未申告世帯)の件数を0件とし、所得状況把握の捕捉率100%をめざし、公費補填の適正化に努める。								
事業実施主体	直営	事業開始年度	平成5年度	根拠法令	国民健康保険法第72条の3及び附則第24条				
事業費・財源		平成25年度	平成24年度	比較		平成25年度	平成24年度	比較	
	事業費(決算額)(千円)	429,662	456,068	-26,406	コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)	431,568	457,258	-25,690
	一般財源	107,415	114,017	-6,602		事業費	429,662	456,068	-26,406
	国府支出金	322,247	342,051	-19,804		人件費	1,906	1,190	716
	地方債	0	0	0		公債費	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0		一人あたり(円)	3,864	4,051	-187
		0				世帯あたり(円)	9,132	9,697	-565
		0				職員数(人)	0.25	0.15	0.10
		0				再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00
	今後の方向性	保険基盤安定負担金の判定基準日(10月20日までに把握できている賦課期日現在)における、保険料軽減判定保留世帯(未申告世帯)の件数0件(所得把握率100%)をめざし、公費補填の適正化に努める。							
評価	妥当性 A	効率性 A	有効性 A	対象者		政令で定める低所得世帯 約7,000世帯			

事業：保険基盤安定制度繰出金

低所得者を多く抱える国民健康保険の構造的問題に対応するため、政令に基づき、保険料軽減分（市町村国保の被保険者の保険料の軽減相当額を市町村が一般会計から国民健康保険事業勘定特別会計に繰り入れることで、国民健康保険被保険者の保険料負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図る制度で、負担割合は都道府県が4分の3、市町村が4分の1である。なお、対象は一般被保険者分である。）及び保険者支援分（市町村国保の保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を市町村が一般会計から国民健康保険事業勘定特別会計に繰り入れることで、主に中間所得層の保険料負担の軽減を図るとともに、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度であり、負担割合は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1である。）で補填することにより、国民健康保険財政の基盤安定を図った。

細事業：保険基盤安定制度繰出金

1. 保険料軽減分

保険料の軽減額を基準として政令で定める金額を一般会計から国保特別会計へ繰出しを行い、公費補填する。

負担区分	金額	負担割合
府負担金	259,672,059円	軽減総額の4分の3
市負担金	86,557,353円	軽減総額の4分の1
総額	346,229,412円	

2. 保険者支援分

保険料軽減対象となった一般被保険者の数に応じて平均保険料の一定割合を一般会計から国保特別会計へ繰出しを行い公費補填する。

負担区分	金額	負担割合
国庫負担金	41,716,509円	保険者支援分総額の2分の1
府負担金	20,858,254円	保険者支援分総額の4分の1
市負担金	20,858,255円	保険者支援分総額の4分の1
総額	83,433,018円	